

茨城県立土浦特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

【文部科学省：いじめ防止対策推進法第2条第1項】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【本校のいじめの捉え】

○当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの。

<当該行為>暴力、脅し、物を取る、物を隠す、嫌がらせの電話やLINE、悪口、陰口、無視、仲間外れ、からかい等

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」など、全ての児童生徒に関わる問題である。したがって、全ての児童生徒がいじめを行わずいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒が十分に理解できるようあらゆる場面で対策を講じる。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

基本理念にのっとり、本校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると疑われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、解消を図るとともにその再発の防止に努める。

3 いじめのない学校づくりのための基本施策

(1) いじめの未然防止

- ① いじめを見過ごさないよう組織で取り組む。
- ② 全教育活動（特に道徳）を通して道徳心を培う。
- ③ いじめに向かわない人間関係・環境作り（居場所作り、絆作り、自己有用感）。
- ④ いじめ発見等に関するチェックリストを活用する。
- ⑤ 教師の言動や指導の在り方に注意を払う。
- ⑥ 保護者並びに関係機関との連携を図る。
- ⑦ いじめ防止のための児童生徒会活動に対する支援を行う。

(2) 早期発見のための措置

- ① 児童生徒対象の学校生活アンケート及び学級担任等による聞き取り調査の実施。
(年3回実施 5月、9月、1月)
 - ② いじめ相談体制やオンライン相談窓口の設置
その他の相談窓口の周知【24時間子ども SOS ダイアル、189番(児童相談所全国共通ダイヤル)、子どもの人権110番、茨城県警察少年相談コーナー、いばらき子ども SNS 相談、子どもホットラインなど】
 - ③ いじめ未然防止のための教職員の資質向上のための校内研修の実施。
- ## (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ① 中・高等部生徒対象の情報モラル研修会(スマホ安全教室等)の実施。
 - ② 保護者対象の情報モラル研修会の実施。

4 いじめ防止等に関する措置

「茨城県立土浦特別支援学校いじめ防止対策会議」(以下「対策会議」とする)の設置
いじめ防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「対策会議」を設置する。

(1) 対策会議は次の者で構成する。(基本メンバー)

校長、教頭、教務主任、各部主事、生徒支援主事、地域相談センター長、養護教諭

(2) 上記の基本メンバーの他、校長が認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時的に構成員とすることができる。

(3) 校長は、対策会議を総理し、対策会議を代表する。

(4) 対策会議は、次に挙げる事務を所掌する。

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)。
- ③ いじめ事案の確認とその対応に関すること。
- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。

(5) 対策会議は、校長が招集する。

(6) 対策会議は、次の区分で招集する。

- ① 月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報が挙がった時は、その都度臨時会とする。

(7) その他、対策会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

5 重大事態への対処

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき、また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、次の対処を行う。

(1) 当該事案に関する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(2) 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

(3) 県教育委員会と協議し、状況により学校評議員等の外部委員を加えた第三者委員会を設置する。

(4) いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。

- (5) いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- (6) 上記調査に関しては、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。
- (7) いじめを受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰へ向けた支援や学習支援を行う。
- (8) 当該事案の事実我真摯に向き合い、対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取り組みについて。
- (2) いじめの早期発見に関する取り組みについて。
- (3) いじめへ対処するための取り組みについて。
- (4) いじめ再発を防止するための取り組みについて。
- (5) いじめの取り組みについて関係機関との連携について。

以上の評価及びいじめ防止対策会議を通して、いじめに対する取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間指導計画等の修正を行い、より適切ないじめ防止等の取り組みについて検証する。

平成26年度策定
令和5年4月24日改訂
令和8年2月25日改訂
令和8年4月27日点検